

# 岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会規約

## 第1条（名称）

本協議会は、「岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

## 第2条（目的）

協議会は、公安委員会、道路管理者及び中部運輸局の3者が協力するとともに、道路利用者の意見を反映して、岐阜県内における道路交通の渋滞解消と、円滑な道路交通の実現に寄与することを目的とする。

## 第3条（組織）

協議会は、中部地方整備局、中部運輸局、岐阜県警察本部、岐阜県、中日本高速道路株式会社により組織し、その構成員は別紙-1に示すとおりとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席又は意見を求めることができる。

## 第4条（協議事項）

1. データに基づく客観的な分析により、課題の大きな箇所を抽出。
2. 道路利用者の意見や地域性を反映した評価軸の検討により、地域の実感と整合した課題箇所を抽出。
3. ソフト・ハードを含めた対策の検討。
4. その他、本協議会目的の達成に寄与する事項。

## 第5条（協議会の招集・運営・進行）

協議会の招集・運営・進行は、会長がこれにあたることとする。

## 第6条（渋滞対策検討部会）

1. 協議会は第4条に関する具体的な検討を行なわせるため、各圏域毎に下記渋滞対策検討部会（以下「部会」という）を置く。  
岐阜都市圏渋滞対策検討部会  
東濃圏域渋滞対策検討部会  
飛騨地域渋滞対策検討部会
2. 部会の長は直轄国道事務所の副所長（技）とする。
3. 各部会の構成員は別紙-2に示すとおりとする。ただし、部会長が必要と認めたときは、部会構成員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
4. 部会は検討結果を協議会に報告する。
5. 部会の招集・運営・進行は部会長がこれにあたることとする。

## 第7条（事務局）

1. 協議会の事務局の構成は  
国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所  
岐阜県警察本部 交通部 交通規制課  
岐阜県 県土整備部 道路建設課  
とし、事務局窓口は岐阜国道事務所計画課に置く。
2. 部会の事務局は各圏域の直轄国道事務所の担当課に置く。
3. 事務局は、会議の円滑なる運営にあたらなければならない。

## 第8条（その他）

本規約に規定されていない事項については、協議会に諮り決定することとする。

< 附 則 >

1. 本規約は、平成5年6月15日をもって有効とする。
2. 「岐阜地区道路交通渋滞対策協議会」(昭和63年10月13日)、「岐阜地区道路交通円滑化対策連絡会議」(昭和63年12月22日)、「岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会」(平成2年12月5日)、「岐阜県道路交通円滑化対策連絡会議」(平成2年12月17日)は平成5年6月15日をもって解散する。
3. 平成 5年 9月 9日一部規約改正
4. 平成 6年 8月26日一部規約改正
5. 平成 9年 9月29日一部規約改正<運輸局組織変更>
6. 平成17年10月25日一部規約改正<検討部会設置>
7. 平成18年 3月27日一部規約改正<組織変更>
8. 平成19年 3月23日一部規約改正<組織変更>
9. 平成24年 6月26日一部規約改正<オブザーバー設置>
10. 平成25年 9月11日一部規約改正
11. 平成27年 9月29日一部規約改正
12. 平成28年 7月27日一部規約改正
13. 平成29年 7月27日一部規約改正
14. 平成30年 8月 1日一部規約改正
15. 令和 元年 8月 2日一部規約改正
16. 令和 2年 2月12日一部規約改正
17. 令和 2年 8月19日一部規約改正
18. 令和 3年 2月19日一部規約改正
19. 令和 3年 7月28日一部規約改正
20. 令和 4年 8月 5日一部規約改正
21. 令和 5年 8月 4日一部規約改正
22. 令和 6年 8月 8日一部規約改正

**岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会  
構 成 員**

区 分	所 属 機 関	所属部署および役職
会 長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所長
委 員	国土交通省中部地方整備局	道路部 道路計画課長
		道路部 地域道路課長
		道路部 交通対策課長
		建政部 都市整備課長
		多治見砂防国道事務所長
		高山国道事務所長
	国土交通省中部運輸局	岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官
	岐阜県警察本部	交通部 交通企画課長
		交通部 交通規制課長
	岐阜県	県土整備部 道路建設課長
		県土整備部 道路維持課長
		都市建築部 都市政策課長
		都市建築部 都市整備課長
		都市建築部 都市公園・交通局 公共交通課長
	中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整課長
		保全・サービス事業部 交通技術課長
	オブザーバー	岐阜県トラック協会
岐阜県バス協会		専務理事
岐阜県タクシー協会		専務理事
		20名
事務局	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所
	岐阜県警察本部	交通部 交通規制課
	岐阜県	県土整備部 道路建設課

(別紙-2)

## 岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会

## ＜岐阜都市圏渋滞対策検討部会＞

区分	所属機関	所属	役職名
部会長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	副所長
委員	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	計画課長
	国土交通省中部運輸局	岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官
	岐阜県警察本部	交通部 交通企画課	交通事故分析官
		交通部 交通規制課	交通管制センター所長
	岐阜県	県土整備部 道路建設課	企画係長
		県土整備部 道路維持課	企画・市町村道係長
		都市建築部 都市政策課	施設計画係長
		都市建築部 都市整備課	街路係長
		都市建築部 都市公園・交通局 公共交通課	広域交通係長
		岐阜土木事務所	道路課長
		大垣土木事務所	道路課長
		美濃土木事務所	道路課長
	可茂土木事務所	道路課長	
	岐阜市	都市建設部 交通政策課	課長
		基盤整備部 基盤整備政策課	課長
		基盤整備部 道路建設課	課長
	大垣市	建設部 道路課	課長
美濃加茂市	都市政策部 都市計画課	課長	
各務原市	都市建設部 建設管理課	課長	
可児市	建設部 都市計画課	課長	
オブザーバー	岐阜県トラック協会		専務理事
	岐阜県バス協会		専務理事
	岐阜県タクシー協会		専務理事

## ＜東濃圏域渋滞対策検討部会＞

区分	所属機関	所属	役職名
部会長	国土交通省中部地方整備局	多治見砂防国道事務所	副所長
委員	国土交通省中部地方整備局	多治見砂防国道事務所	計画課長
	国土交通省中部運輸局	岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官
	多治見警察署	交通第一課	課長
	岐阜県	県土整備部 道路建設課	企画係長
		都市建築部 都市政策課	施設計画係長
		多治見土木事務所	道路課長
	多治見市	建設部 道路河川課	課長
		都市計画部 都市政策課	課長
	土岐市	建設水道部 土木課	課長
		建設水道部 都市計画課	課長
	瑞浪市	建設部 都市計画課	課長
		建設部 土木課	課長
	東海西濃運輸(株)		岐阜東濃支店長
	東濃鉄道(株)		運輸部長
東鉄タクシー(株)		営業部次長	

< 飛騨地域渋滞対策検討部会 >

区分	所属機関	所属	役職名
部会長	国土交通省中部地方整備局	高山国道事務所	副所長
委員	国土交通省中部地方整備局	高山国道事務所	計画課長
	国土交通省中部運輸局	岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官
	高山警察署	交通課	課長
	飛騨警察署	交通課	課長
	下呂警察署	交通課	課長
	岐阜県	高山土木事務所	道路課長
		古川土木事務所	道路課長
		下呂土木事務所	道路課長
	高山市	建設部 維持課	課長
	飛騨市	基盤整備部 建設課	課長
	下呂市	建設部 建設総務課	課長
	中日本高速道路(株) 名古屋支社	高山保全・サービスセンター	工務担当課長
			管理担当課長
	高山市商工会議所		専務理事
	濃飛乗合自動車(株)	運輸事業本部	高山営業所長
飛騨運輸(株)	管理本部	副本部長	